

令和元年10月4日
総務部職員課

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び
江東区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について（概要）

項目	内 容
改正の趣旨	地方公務員法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。
外国機関等派遣職員処遇条例第2条	条件付採用に係る引用条項について規定を整備する。
配偶者同行休業条例第2条	条件付採用に係る引用条項について規定を整備する。
附則	令和2年4月1日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条第1項</u>に規定する条件付採用になっている職員(特別区人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員(特別区人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>

江東区職員の配偶者同行休業に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(配偶者同行休業の承認)</p> <p>第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。ただし、次に掲げる職員を除く。</p> <p>(1) <u>法第22条第1項</u>に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3条～第10条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(配偶者同行休業の承認)</p> <p>第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。ただし、次に掲げる職員を除く。</p> <p>(1) <u>法第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3条～第10条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>